

新潟県立大学における研究費等の使用に関する行動規範

学 長 決 定
令和5年1月24日

(趣旨)

第1 この行動規範は、公立大学法人新潟県立大学（以下「本学」という。）における研究費等について、新潟県立大学研究費等の不正使用の防止に関する取扱規程第3条第3項に基づき定めるものであり、本学の教職員は、本学が管理する研究費等を使用する際に、これを誠実に実行しなければならない。

(公正かつ効率的な使用)

第2 教職員は、研究費等が大学が組織として管理する資金であることを認識し、自らの使命と説明責任があることを自覚し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

(法令等の遵守)

第3 教職員は、研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知並びに本学が定める規程等、使用ルール及び事務処理手続きを遵守しなければならない。

(計画的かつ適正な使用等)

第4 教職員は、研究費等の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、適切な事務処理を行わなければならない。

(教職員間の理解と連携)

第5 教職員等の間で相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費等の不正使用を未然に防止するよう努め、使用上の指摘を受けた場合は改善を図らなければならない。

(取引業者との関係)

第6 教職員は、研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

(知識の習得)

第7 教職員は、研究費等の取扱いに関する研修や説明会に積極的に参加し、関係法令等に関する新たな知識を習得するとともに、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(不正使用への対応)

第8 教職員は、不正使用が疑われる場合には、黙認せず、速やかに相談・通報窓口へ相談・通報するなど適切に対応しなければならない。